

湯沢町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和8・9年度に、湯沢町が発注する測量・設計コンサルタント等業務委託などの一般競争入札・指名競争入札・見積・随意契約の締結等に参加を希望される方は、この要領により申請書類を提出してください。

1 資格審査の申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。) 第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。(8)について同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうちに(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 湯沢町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

2 受付期間等

定期申請期間: 令和8年1月5日(月)から令和8年2月12日(木)まで

受付時間: 午前8時30分から午後5時まで(ただし、土・日・祝日を除く)

随時申請: 令和8年4月1日から

3 資格審査の有効期限

今回申請された方の入札参加資格の有効期限は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。(2の受付期間以外に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期限が始まります。)

4 提出書類等

	書類	備考
(1)	建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書類	(記載方法は新潟県と同じ) 一式
ア	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	
イ	入札参加希望業種(部門)一覧 【第2号様式】	参加希望業種に記載のない業務の場合、その他業種(部門)コードJ4その他欄及び欄外に参加希望業種の内容を記載してください。
ウ	入札参加希望業種(部門)実績 【第3号様式】	
エ	営業所(主たる営業所を除く)一覧表 【第4号様式】	

(1) 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書類「ア」から「エ」のほかに、
下記(2)から(6)までの添付書類が必要です。

	添付書類	備考
(2)	暴力団排除に関する誓約書【第7号様式】	
(3)	登録を受けていることを証する証明 ●以下の業務を希望する場合 建設コンサル、地質調査、補償コンサル、測量、一級建築設計、建築設備設計、土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量調査	●建設コンサル、地質調査、補償コンサル それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本の写しを添付してください。(申請業種(部門)が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を添付してください。) ●測量、一級建築設計、建築設備設計、土地家屋調査、不動産鑑定評価、計量調査 それぞれの登録証明書の写しを添付してください。
(4)	営業実績があることを証する証明 ●以下の業務を希望する場合、検査、試験業務、その他業務 ●以下の業務を希望するが(3)の登録がない場合 建設コンサル、地質調査、補償コンサル、建築設備設計	当該業務の実績の中から1~2件について、その契約書の写しを提出してください。 契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かれる仕様書等を添付してください。

(5)	湯沢町の町税の納税証明書 (未納のないことの証明書)	湯沢町に納税義務がある場合のみ 申請日前3か月以内に発行されたもの（原本を提出）
	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納税額のないことの証明)	法人：税務署発行の納税証明書「その3の3」 個人：税務署発行の納税証明書「その3の2」 申請日前3か月以内に発行されたもの（写しでも可）
(6)	委任状	支店・営業所等に契約の権限を委任している場合

注）申請者が法人格を有しない組合などの場合は、構成員の住所・代表者職氏名・代表者印を記載した一覧および各構成員の納税証明書を添付してください。

5 変更等届出書について

申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第9号様式】に必要な書類を添えて、申請書を速やかに提出してください。

商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
営業所の名称、所在地又は電話番号	所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写しでも可。
法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し
代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状又は建設業許可の変更届出書の写し
すでに入札参加資格を得ている業種に係る登録（建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程に基づく各登録資格の取得又は抹消があった場合をいいます。）	<p>ア 実績による入札参加資格を得ていた業種で、新たに登録規程に基づく登録をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録証明書の写し <p>イ 登録規程に基づく登録によって入札参加資格を得ていた業種で、その登録を抹消されたが、当該業種の実績により参加資格の継続を希望する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該業種の実績があることを証する書類（契約書の写し等） <p>（当該業種の参加資格の継続を希望しない場合、又は当該業種の実績がない場合は、当該業種について廃業等届出書【第10号様式】を提出してください。）</p>
営業所の新設又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> 新設の場合は、新たな代理人に対する「委任状」及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】」に該当営業所について記載したもの 廃止の場合は、添付書類不要

6 申請者が死亡、合併等により解散し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った場合について

参加資格の継続を希望する場合は、建設工事入札参加資格承継申請書【第8号様式】を提出してください。内容を審査の上、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。

参加資格の継続を希望しない場合は、廃業等届出書【第10号様式】を提出してください。

7 提出方法

- ・提出部数：1部
- ・持参又は郵送（電子メール及びFAXでは、受付できません。）
※ 受領書等の発行はしておりません。受領書等の送付を希望する場合は、必ず受領書と切手を貼った返信用封筒、または切手付きハガキを同封してください。
料金不足の場合は、着払いと不足分を負担していただきます。
- ・提出書類はA4サイズに揃えて、綴り込みますにクリップ等でとめて提出ください。

8 提出先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
湯沢町役場 総務部 総務課 財政係
電 話 025-784-3451
F A X 025-784-1818

9 その他

- (1) 申請書等は、必ず、湯沢町所定の様式を町ホームページからダウンロードのうえ使用してください。
※各様式について新潟県の様式を一部変更して使用しています。また、記入方法については、「新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領」をご覧ください。
- (2) 年月日の記載が必要な様式には、忘れずに記載して下さい。